

茨城大学、埼玉大学、富山大学、信州大学及び静岡大学との間における
単位互換に関する協定書

茨城大学、埼玉大学、富山大学、信州大学及び静岡大学(以下「5大学」という。)は、学生交流と教育内容の充実を図ることを目的として、5大学理学部間の単位互換を認めることについて合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

(受入れ)

第1条 5大学の学長は、当該大学理学部に在学する学生が、在学する大学以外の理学部の授業科目の履修及び単位の修得を希望したときは、本協定に基づき、その学生を特別聴講学生として受け入れることができる。

(履修期間)

第2条 特別聴講学生の履修期間は、1年以内とし、当該学生が履修する授業科目の開講期間とする。

(履修科目、単位数、受入れ手続等)

第3条 特別聴講学生が履修できる授業科目及び修得できる単位数並びに特別聴講学生の受入れ手続等については、受入れ大学が別に定める。

(受入れ学生数)

第4条 5大学が受け入れる学生数は、5大学の授業に支障のない範囲で受入れ大学が決定する。

(履修方法等)

第5条 授業科目の履修方法及び試験の実施については、受入れ大学の定めるところによる。

(成績及び単位の授与)

第6条 受入れ大学は、当該大学の定めるところにより特別聴講学生が履修した授業科目の成績を評価し単位を授与するものとする。

(単位の認定)

第7条 派遣大学は、当該大学の定めるところにより前条の授業科目について成績評価及び単位の認定を行うものとする。

(検定料、入学科及び授業料)

第8条 特別聴講学生の検定料、入学科及び授業料は徴収しない。

(覚書)

第9条 本協定による単位互換を円滑に実施するため、5大学の理学部間において、単位互換の実施に関する「覚書」を別に取り交わすものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、平成21年4月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに5大学のいずれかの大学から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は4年間更新され、その後も同様とする。

(その他)

第11条 5大学は、本協定に関して疑義等が生じた場合には協議を行い、必要に応じて本協定を見直すものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を5通作成し、5大学でそれぞれ記名捺印の上、各1通を所持するものとする。

平成21年3月30日

茨城大学長

池田幸雄

埼玉大学長

上井善彦

富山大学長

西頭徳王

信州大学長

小宮山洋

静岡大学長

興直孝

茨城大学、埼玉大学、富山大学、信州大学及び静岡大学の理学部等における
単位互換に関する覚書

茨城大学、埼玉大学、富山大学、信州大学及び静岡大学の理学部（以下「5大学理学部」という。）は、「茨城大学、埼玉大学、富山大学、信州大学及び静岡大学との間における単位互換に関する協定書」第9条に基づき、単位互換の実施に関する覚書をここに取り交わす。

（単位互換授業科目の範囲等）

1. 5大学理学部は、特別聴講学生が履修できる授業科目（以下「単位互換授業科目」という。）及びシラバスの一覧を作成し、前年度の3月上旬までに5大学理学部のホームページに掲載するものとする。（別紙様式1）

（受入れ学生数）

2. 5大学理学部がそれぞれ受け入れる学生数は、単位互換授業科目別に5大学理学部がそれぞれ決定するものとする。

（履修の制限）

3. 特別聴講学生が履修できる単位互換授業科目数は、当該学生を受け入れる大学の理学部（以下「受入学部」という。）において定めるものとする。ただし、当分の間、1年次生は履修することができないものとする。

（出願手続き等）

4. 特別聴講学生の出願手続き及び受入れの決定は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 5大学理学部は、単位互換授業科目の履修願書（別紙様式2）を取りまとめ、受入学部が指定する期日までにその履修願書を提出するものとする。
 - (2) 受入学部は、履修願書により選考の上、特別聴講学生の受入れを決定するものとし、併せて、単位互換授業科目の履修手続き関係書類を当該学生が在学する大学の理学部（以下「派遣学部」という。）に送付するものとする。
 - (3) 派遣学部は、受入学部が指定する期日までに、単位互換授業科目の履修手続き関係書類を提出するものとする。

（成績評価及び単位認定）

5. 成績の評価及び単位の認定は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 受入学部は、特別聴講学生が履修した単位互換授業科目について当該大学学則等の定めるところにより成績の評価及び単位の授与を行い、その結果を成績評価報告書（別紙様式3）により速やかに派遣学部へ通知するものとする。
 - (2) 派遣学部は、受入学部からの通知により、当該大学学則等の定めるところにより成績の評価及び単位の認定を行うものとする。

（試験の実施）

6. 試験（追試験等を含む。）の実施は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 試験の実施は、受入学部の定めるところによるものとする。

- (2) 派遣学部と受入学部との試験の日時等が重複した場合は、受入学部の試験を優先するものとし、派遣学部の試験科目については、追試験等の措置を講ずることを原則とする。

（学生証の発行）

7. 特別聴講学生の学生証は、受入れ大学等が発行するものとする。

（オリエンテーションの実施）

8. オリエンテーションは、派遣学部及び受入学部において、それぞれ必要と認めた事項について実施するものとする。

（施設・設備等の利用）

9. 特別聴講学生が単位互換授業科目の履修上、受入れ大学等の施設・設備を利用する必要があるときは、受入れ大学等が便宜を供与する。ただし、特別聴講学生の実験及び実習に当たっては、当該学生に費用の負担を求めることができるものとする。

（休学及び退学等の通知）

10. 派遣学部は、派遣学生に休学、退学等の身分異動が生じた場合は、速やかに受入学部に通知しなければならない。

（覚書の有効期間）

11. 本覚書の有効期間は、平成21年4月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに5大学理学部のいずれかの大学理学部から覚書を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本覚書は4年間更新され、その後も同様とする。
12. 5大学理学部は、本覚書に関して疑義等が生じた場合には、協議を行い、必要に応じて本覚書を見直すものとする。

本覚書は5通作成し、5大学理学部で各1通を所持するものとする。

平成21年3月30日

茨城大学理学部長 沼田文彦
埼玉大学理学部長 井上信雄
富山大学理学部長 宇井美朗
信州大学理学部長 武田三男
静岡大学理学部長 村井久雄

五大学理学部連携協定書

茨城大学、埼玉大学、静岡大学、信州大学及び富山大学の各理学部（以下「五大学理学部」という。）は、教育研究の連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

- 1 五大学理学部は、相互に連携することで、各理学部における教育研究のより一層の充実と円滑な推進を図るものとする。

（協力事項）

- 2 五大学理学部は、前1の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について相互協力を行うものとする。

- (1) 教育研究の活性化
- (2) 教育研究に関する情報交換
- (3) その他必要な事項

（連絡協議会）

- 3 五大学理学部は、五大学理学部連携協議会を設け、連携の実施に関し、必要な事項を協議するものとする。

（覚書）

- 4 連携の実施に関し、必要な事項については、別に覚書を取り交わすものとする。

（実施日）

- 5 本協定は、平成19年6月29日から効力を有するものとする。

平成 19年 6月 29日

茨城大学理学部長

坂田文彦

平成 19年 6月 29日

埼玉大学理学部長

町田 武生

平成 19年 6月 29日

富山大学理学部長

半井美郎

平成 19年 6月 29日

信州大学理学部長

伊藤 建夫

平成 19年 6月 29日

静岡大学理学部長

村井 久雄